

# 《 事務所ニュース 2021年5月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 5月以降の雇用調整助成金の 特例措置等について

雇用調整助成金の特例措置の縮減が、3月25日、厚生労働省から公表されました。今後変更される可能性がありますので、ご注意ください。

雇用調整助成金等		(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)	
		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例 (※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例 (※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

(※1) ～4月末：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主（大企業のみ）

5月・6月：まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

(まん延防止等重点措置実施地域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用。)

(※2) 生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主

## 無期転換をめぐる裁判の動向について

無期転換をめぐる裁判の動向

物流大手の日本通運で有期雇用で働いていた男性

(40)が、契約期間が通算5年を過ぎ、無期契約への転換を希望できる日の直前に雇用を打ち切られたのは不当だと訴えた訴訟で、横浜地裁川崎支部が訴えを棄却する判決を言い渡しました。男性は2012年9月から同社に派遣社員として勤務。労働契約法の改正で5年ルールが導入された後の13年7月に、1年間の契約社員として日通に直接雇われ、4回の契約更新を重ねましたが、18年6月末に契約を打ち切られました。判決では、雇用契約書に「更新限度が18年6月30日までの5年」と明記されていると指摘。男性が「契約内容を十分認識した上で契約を締結した」と認定し、改正労契法の「5年ルール」については、「5年を超えて労働者を雇用する意図がない場合に、当初から更新上限を定めることが直ちに違法にはならない」と指摘しました。男性は控訴する方針ということです。

無期転換については、無期転換申込権が発生する5年の直前での雇止めに関するトラブルが増加。裁判も相次いでいて、2月の山口地裁判決（山口県立病院機構）、3月の福岡地裁判決（博報堂）などでは、不更新条項の効果を否定して「雇止め法理」を踏まえて雇い止めを無効とする判決が出ています。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行